

我孫子市広報紙「広報あびこ等」作成業務委託
プロポーザル募集要項

我孫子市プロポーザル実施要綱（平成20年告示第24号）に基づき、次のとおり募集します。

1 事業概要

- (1) 事業名 我孫子市広報紙「広報あびこ等」作成業務委託（以下本文で「事業」という。）
- (2) 事業概要 「広報あびこ」「あびこ議会だより」「保健センターからのご案内」の制作、印刷、発送準備、配送などを行う業務。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 事業内容の詳細

「我孫子市広報紙「広報あびこ等」作成業務委託仕様書」のとおり。我孫子市ホームページの「入札・契約情報」からダウンロードしてください。

3 参加資格

- (1) 令和4年10月1日において、我孫子市における入札参加資格者名簿の「委託」の大分類「11（広告・催事）」の中分類「4（広報誌製作）」に登録があること。
- (2) 地域要件の有無：なし。
- (3) 受注実績の有無：公告の日から起算して過去5年以内に国又は地方公共団体の広報紙を1年以上継続して作成した受注実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (5) 募集開始の日から結果の公表の日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止の措置又は我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 結果の公表の日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、

同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 募集開始の日から過去3か月以内に我孫子市から契約解除をされていないこと。
- (10) 役員等（参加者が個人である場合にはその者と、参加者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

4 参加手続等

- (1) 発注課及び提出先
〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858
我孫子市秘書広報課広報室
電話04-7185-1269 FAX04-7185-1520
- (2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法
令和4年11月14日（月）
前記（1）の発注課に書留又は簡易書留により郵送してください。

5 選定スケジュール

年月日	内容
令和4年10月24日（月）	プロポーザル募集要項の公表
10月31日（月）午後5時まで	質疑提出
11月 2日（水）午後1時まで	質疑回答
11月14日（月）午後5時まで	企画提案書提出
11月21日（月）	事前審査結果通知発送
11月29日（火）	ヒアリング
12月 1日（木）	特定結果通知発送
12月 5日（月）	特定結果の公表

6 質疑及び回答

- (1) 質 疑
令和4年10月31日（月）午前9時から午後5時までの間に、ファクシミリで発注課あてに様式9を提出してください。また、質問書を提出した際には、電話による到達確認を行ってください。
- (2) 回 答
令和4年11月2日（水）午後1時までに我孫子市ホームページの入札・契

約情報に掲載します。

7 参加報酬及び契約額

(1) プロポーザル参加報酬

無償とします。

(2) 契約額

次の予定価格以下で受託者の見積額とします。

契約内容	予定価格①	予定数②	①×②
広報あびこ			
制作費・1頁	45,000円(税別)	228頁	10,260,000円
印刷費・1部(8頁)	19.40円(税別)	615,000部	11,931,000円
印刷費・1部(12頁)	27.3円(税別)	369,000部	10,073,700円
配送費・1部(8頁)	1.5円(税別)	615,000部	922,500円
配送費・1部(12頁以上)	2.5円(税別)	369,000部	922,500円
宅配用封入封緘	70,500円(税別)	24回	1,692,000円
郵送用封入封緘	10,000円(税別)	24回	240,000円
合本作成費	6,700円(税別)	10冊	67,000円
あびこ議会だより			
制作費・1頁	45,000円(税別)	16頁	720,000円
印刷費・1部	12.0円(税別)	164,400部	1,972,800円
保健センターからのご案内			
制作費・1頁	45,000円(税別)	8頁	360,000円
印刷費・1部	12.0円(税別)	91,000部	1,092,000円

※広報あびこ：8頁×15回、12頁×9回（1回41,000部）

あびこ議会だより：4頁×4回（1回41,100部）

保健センターからのご案内：4頁×2回（48,500部、42,500部）

8 企画提案の評価

選定委員会において、次のとおり評価して受託者を特定します。

(1) 評価項目等

評価事項	評価項目	評価方法
経営状況	総売上高、払込資本金、流動比率、ISO取得状況	様式2の書類審査
実績状況	国、地方公共団体の広報紙作成に関する事業及び広報紙作成に関する事業	様式3の書類審査
課題に対する提案	提案の的確性、提案の独自性、提案の実現性	様式5-1・5-2の書類審査及びヒアリング

実施方針	的確性	様式6の書類審査及びヒアリング
実施体制	的確性	様式7の書類審査及びヒアリング
施行計画	実現性	様式8の書類審査及びヒアリング
その他	見積価格	見積書(任意様式)

(2) 書類審査

選定委員会で企画提案を書類審査し、適当と認められる者を5者程度選定して、委員会に出席を要請します。

書類審査の結果及び非選定の理由は、令和4年11月21日(月)までに文書で通知します。

(3) ヒアリング

選定委員会を次のとおり開催し、参加者のうち実際に事業を担当する者の出席を求め、提案内容の説明及び質疑応答により受託者を特定します。

ア 日にち及び場所

令和4年11月29日(火)

我孫子市役所議会棟第一委員会室

参加者ごとの参集時間は、別途通知します。

イ 提案内容の説明

15分以内

提出した企画提案書のみに基づき説明してください。なお、企画提案書をプロジェクター及びパネルで拡大することはできますが、追加資料を用いることはできません。

プロジェクター、スクリーンを1台ずつ用意します(提案事業者で用意することも可能です)。パソコン及びほかに必要な機材は提案事業者で用意してください。

ウ 質疑応答

20分以内

エ 出席者

3名以内

総括責任者、主任技術者又は事業を実施する際の責任者が出席してください。

オ ヒアリングの結果及び非特定の理由

令和4年12月5日(月)までに文書で通知します。また、結果は我孫子市ホームページの入札・契約情報に掲載します。

(4) 最低基準点

最低基準点とは、事業が適切に履行されないおそれがあると認められる場合の評価点です。本プロポーザルでは合計点103点に対し、次のように最低基

準点を設定し、基準点より低い提案は採用しません。

最低基準点	55点
-------	-----

9 提出書類

- (1) 企画提案書兼誓約書（表紙・様式1）
- (2) 参加者の概要（様式2）
- (3) 国、地方公共団体の広報紙作成に関する事業及び広報紙作成に関する事業の実績一覧（様式3）
- (4) 国、地方公共団体の広報紙作成に関する事業及び広報紙作成に関する事業の実績内容（様式4-1・4-2）
- (5) 事業の課題に対する提案（様式5-1・5-2）
- (6) 事業の実施方針（様式6）
- (7) 事業の実施体制（様式7）
- (8) 事業の施行計画（様式8）
- (9) 見積書（任意様式）
- (10) 広報あびこ見本作品
- (11) これまでに作成した我孫子市以外の広報紙

10 作成方法

- (1) 企画提案書兼誓約書（様式1）

参加者の欄は、主たる営業所又は受任事務所について記入し、代表者印又は受任者の印を押印してください。
- (2) 参加者の概要（様式2）

英数字は、全角で記入してください。

「4 直近決算の経営状況」と「5 ISO取得状況」は、評価対象となるので必ず記入してください。
- (3) 国、地方公共団体の広報紙作成に関する事業及び広報紙作成に関する事業の実績一覧（様式3）

次のとおり記入します。各事業の件数が記入欄の数を超える場合は、該当する事業について大きい順に記入します。

ア 国、地方公共団体の広報紙作成に関する事業
参加者が過去5年間に履行が終了した事業のうち、契約金額が500万円以上の主要な業務とします。

イ 広報紙作成に関する事業
参加者が過去5年間に履行が終了した事業のうち、契約金額が500万円以上の事業と同種の事業とします。
- (4) 国、地方公共団体の広報紙作成に関する事業及び広報紙作成に関する事業の実績内容（様式4-1・4-2）

それぞれ参加者が特に訴えたい事業について、作成します。

(5) 課題に対する提案 (様式 5-1・5-2)

本事業の課題は、次のとおりです。

課題 1	市民が読みたくなる紙面の工夫について
課題 2	高齢者・障害者・ジェンダーを含め、あらゆる人に配慮した広報あびこのあり方について

提案は、課題について参加者の基本的な考え方を文章で簡潔に記入します。文章を補完するための最小限の写真、イラスト又はイメージ図は使用できますが、別紙等を用いなくて用紙内に収めてください。また、模型（模型写真を含む）等は使用できません。

(6) 広報あびこ見本作品

提案を具体化した見本作品は、次のとおり制作します。

ア 素材 (全 12 ページ)

・ 広報あびこ令和 4 年 4 月 1 日号 1 ページから 11 ページ

<https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/kouhou/abiko/backnumber/r04backnumber/20220401.html>

・ 広報あびこ令和 4 年 5 月 16 日号 1 ページ目

<https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/kouhou/abiko/backnumber/r04backnumber/20220516.html>

イ 素材データ等の提供は行いません。

ウ ページ数の増減、記事の削除は不可とします。

エ 記事の趣旨を変更しない範囲で、タイトルの変更、文章・画像等の追加・変更・削除、表のグラフ化、レイアウトやページ構成の変更は可とします。

オ 広告枠を確保してください。大きさ・数は任意とします。

(7) 提出部数等

ア 各様式の作成枚数は、1 枚とします。ただし、様式 5 は課題ごとに 1 枚作成してください。

イ 様式 1 から様式 8 までをホチキスで綴じて冊子にまとめ、8 部提出してください。

ウ 用紙の大きさは、A4 版タテ (左綴じ) とします。ただし、見積書は任意様式とします。

エ 見積書は、代表者印又は受任者印を押印し、封かんの上 1 部提出してください。

オ 提出書類の (10) 広報あびこ見本作品、(11) これまでに作成した我孫子市以外の広報紙は 8 部提出してください。

(8) 見積書

見積書は、下表のように記載し、各項目の価格は予定価格以下であること。

契約内容	予定価格①	予定数②	①×②
------	-------	------	-----

広報あびこ			
制作費・1頁	円（税別）	228頁	円
印刷費・1部（8頁）	円（税別）	615,000部	円
印刷費・1部（12頁）	円（税別）	369,000部	円
配送費・1部（8頁）	円（税別）	615,000部	円
配送費・1部（12頁以上）	円（税別）	369,000部	円
宅配用封入封緘	円（税別）	24回	円
郵送用封入封緘	円（税別）	24回	円
合本作成費	円（税別）	10冊	円
あびこ議会だより			
制作費・1頁	円（税別）	16頁	円
印刷費・1部	円（税別）	164,400部	円
保健センターからのご案内			
制作費・1頁	円（税別）	8頁	円
印刷費・1部	円（税別）	91,000部	円

※広報あびこ：8頁×15回、12頁×9回（1回41,000部）

あびこ議会だより：4頁×4回（1回41,100部）

保健センターからのご案内：4頁×2回（48,500部、42,500部）

1.1 その他

(1) 使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約

ア プロポーザルに係る事業が本年度から履行する場合は、後日契約を締結します。

イ プロポーザルに係る事業が翌年度以降に履行する場合は、事業に係る予算が議会で可決後に契約を締結します。なお、事業に係る予算が議会で否決された場合、受託者とされた者が損害を被っても、市は損害賠償の責めを負いません。

ウ 契約書及び約款は、原則として市規定のものを用いること（市ホームページ＞事業者向け情報＞入札・契約＞契約・入札制度＞契約書様式等に掲載）。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

前記4（1）の発注課

(4) 無効となる企画提案

企画提案が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがあります。

ア 提出方法、提出先、提出期限等に適合しないもの

イ 募集要領に指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 参加資格又は受注資格の喪失

選定委員会の開催前に参加者が選定委員に対して提案の追加又は補足説明等を行ったことが判明した場合、次のように参加資格等を喪失します。

- ア 選定前に判明した場合は、参加資格を喪失します。
- イ 選定後に判明した場合は、受託資格を喪失します。

(6) その他

- ア 企画提案に係る費用は、無償とします。
- イ プロポーザル結果表については、特定された者及び特定されなかった全ての者の名称及び評価点を原則公表します。ただし、選定委員会において、特別な理由により特定されなかった者の名称を公表しないと決定したときは、この限りではありません。
- ウ 企画提案書は、プロポーザル以外で参加者に無断で使用しないものとします。
- エ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに指名停止措置を行うことがあります。
- オ 企画提案書は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に複製を作成することがあります。
- カ 企画提案書の提出期限後における、企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。また、企画提案書に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができません。
- キ 企画提案書は、返却しません。
- ク 発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、転載又は引用することはできません。
- ケ
発注者から借用した資料は、企画提案書の提出期限に企画提案書とともに返却するものとします。また、資料を紛失した場合は、実費弁償するものとします。